別表六の二（十五）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第２項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二（二十四）の次に次の五表を加える。

別表六の二（十五）　国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における計算	個別所得金額（個別所得金額がない場合は０）	1	円	各連結法人の合計額の計算	当期税額控除可能額（(4)と(7)のうち少ない金額）	8	円
	調整前連結税額の個別帰属額 (13)×(1)/(11)	2			調整前連結税額超過構成額 (16)×(8)/(15)	9	
	取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「9」の合計）	3			法人税額の特別控除額の個別帰属額 (8)－(9)	10	
	税額控除限度額 (3)×3/100 ((別表六の二(十五)付表「1」)≦(22)の場合又は(別表六の二(十五)付表「1」)≦(26)の場合は０)	4			連結所得の金額（別表四の二「56の①」）	11	
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 (14)×(1)/(12)	5			機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額（取得連結法人の(1)の合計）	12	
	法人税額基準額 個別帰属額基準額 (2)×20/100	6			調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）	13	
	法人税額基準額 法人税額基準額（(5)と(6)のうち少ない金額）	7			総調整前連結税額基準額 (13)×20/100	14	
					当期税額控除可能額の合計額（各連結法人の(8)の合計）	15	
					調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「21の②」）	16	
					法人税額の特別控除額の合計額 (15)－(16)	17	

償却費として損金経理をした金額の計算

減価償却資産の当期償却額	損益計算書に計上された減価償却費の額	18	円		減価償却資産の当期償却額のうち当期に取得等をした生産等資産を構成する機械等に係る普通償却限度超過額	20	円
	剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	19			同上のうち特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額	21	
					償却費として損金経理をした金額 ((18)＋(19))－((20)－(21))	22	

比較取得資産総額等の計算

前連結事業年度又は前事業年度において取得等をした生産等資産のうち当該前連結事業年度又は前事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額		23	円
適用対象年度の月数 / 前連結事業年度又は前事業年度の月数		24	――
比較取得資産総額 (23)×(24)		25	円
比較取得資産総額の110％相当額 (25)×110/100		26	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）